NEWSLETTER　2015／9

長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

最低賃金制度について

毎年 10 月、最低賃金が改正されていますが、今年も、最低賃金額が上昇します。最低賃金制度について簡単に紹介します。

1．最低賃金とは

労働に対する１時間当たりに支払われる賃金額のことであり、地域別最低賃金と特定最低賃金の２種類があります。

（１）地域別最低賃金

職業・産業に関係なく、都道府県別に定められ、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされています。

（２）特定最低賃金

特定の産業について、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について適用される最低賃金とされています。主に、各都道府県の基幹的産業に従事している労働者に適用されます。

2．最低賃金額の決め方

最低賃金審議会の調査審議に基づき決定され、最低賃金審議会は、厚労省に中央最低賃金審議会、各都道府県に地方最低賃金審議会が置かれています。

3．最低賃金の動向

ここ３年の最低賃金の動向について、以下のようになっています。（東北６県、東京、大阪、九州、沖縄を抜粋）

都道府県名	H25 最低賃金 時間額【円】	H26 最低賃金 時間額【円】	H27 最低賃金 時間額【円】
青森	665	679	695
岩手	665	678	695
宮城	696	710	726
秋田	665	679	695
山形	665	680	696
福島	675	689	705
東京	869	888	907
大阪	819	838	858
福岡	712	727	743
佐賀	664	678	694
長崎	664	677	694
熊本	664	677	694
大分	664	677	694
宮崎	664	677	693
鹿児島	665	678	694
沖縄	664	677	693
全国加重平均額	764	780	798

平成 27 年 10 月より、一番右の金額が最低賃金となります。

長谷部社会保険労務士事務所
☎　018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

4．最低賃金のチェック方法

次の賃金を除いた賃金が算定対象の賃金となります。

〇臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

〇１箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

〇所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

〇所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

〇午後１０時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

〇精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（１）時給制の場合

時給単価　≧　最低賃金額　→　ＯＫ

（２）日給制の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{１日の所定労働時間}} \geqq \text{最低賃金} \rightarrow \text{ＯＫ}$$

（３）月給制の場合

$$\frac{\text{基本給＋諸手当}}{\text{１月の平均所定労働時間}} \geqq \text{最低賃金} \rightarrow \text{ＯＫ}$$

コラム

連休の半ばにて、最近よく一緒になる飲み友？とお酒の席で
宇宙とは？神様とは？
と結論の出ない話を延々としました。ただの酔っ払いが集まってもこの手の話しに乗ってくる人はそうそういません（笑）
最終的に皆それぞれに会社の話しになり、結局、最初に話していた宇宙の話しからしたら、あまりに小さすぎてなんなんだろうと笑って終わりました。
なにか、気に病む前に、大きなことを考えると大したことではないように思えてくるので
そういう気分のときは、なにか大きなことを考えてみましょう（笑）

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。
☎　018-893-5385　　018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp
ホームページ　http://hasebe-sr.com/